

**『配偶者控除の行く末 中立的な税制を—政府税調』**

政府税調の基礎問題小委員会は先般、女性の活躍を推進する現政権の成長戦略のもと配偶者控除見直しの議論を開始した。

現在、納税者は配偶者の給与収入が103万円以下の場合に38万円の配偶者控除が適用でき、以前は103万円を超える場合に生じていた「手取りの逆転現象」も、昭和62年創設の配偶者特別控除によって解消された。一方で、65万円から141万円までの場合には「二重の控除」が発生している。こうした現行制度では、一定水準を超えると控除がなくなるという「心理的な壁」が配偶者の就労の抑制につながりうるとの指摘がある。さらに、配偶者の給与収入が一定額を超えると配偶者手当が支給されなくなる、健康保険や厚生年金等の被扶養者から外れ保険料の負担が生じるといった、賃金や社会保険の制度がパート労働者の就業調整の理由となっている。

会合では、**制度を個人単位に変更することも視野に、共働きか否かによらず2人分の控除の合計額が同額となるような移転的な控除の仕組みを検討すべきとの声もあるが、賃金や社会保障制度の問題への対応とともに、子育て支援、就労支援等を含めた中長期的な視点で議論を進めながら、働き方の選択についてより中立的な税制を構築すべきとの意見が大勢となっている。**

**『消費税の価格転嫁状況 7～8割が「転嫁できている」』**

経済産業省は、消費税の価格転嫁状況の事業者アンケートを行い、「4月書面調査」の調査結果を公表した。

調査の結果概要は以下の通り。(1) **転嫁状況について、事業者間取引では79.0%、消費者向け取引では69.3%の事業者が「全て転嫁できている」と回答。「全く転嫁できていない」と答えた事業者は、事業者間取引では3.8%、消費者向け取引では5.0%となった。**(2) 事業者間取引における転嫁できた理由としては、66.5%の事業者が「以前より消費税への理解が定着しているため」と回答。次いで、「本体価格と消費税額を分けることで交渉しやすくなったため」が20.8%、「自社商品のブランド・競争力が強く、価格決定権が自社にあるため」が7.7%、「転嫁特措法等により規制が強化されたため」が6.8%だった。実際に転嫁拒否行為を受けたと回答した事業者のうち、「減額」との回答が最も多く59.4%、次いで「本体価格での交渉拒否」が26.4%となった。(3) 消費者向け取引における転嫁できた理由としては、62.6%の事業者が「消費税率引上げの意義等に対する理解が浸透したため」と回答した。次いで、「本体価格と消費税額を分けることにより値上げへの反発が和らいだため」が25.3%だった。